

欧州地域協力の主体の変容

—「リージョナルとナショナル」から「サブリージョナル」へ：INTERREG II C 地域プログラムの比較考察—

柑 本 英 雄（早稲田大学・大学院）

1 序

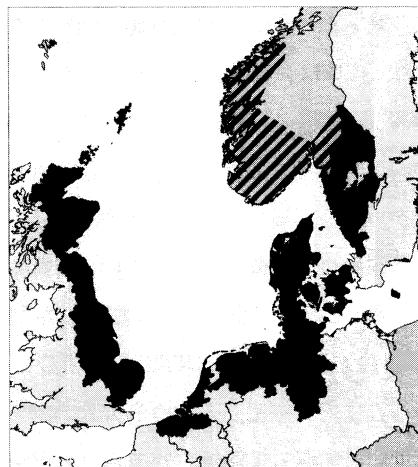
1-1 はじめに

本稿では、欧州連合（European Union、以下 EU）地域政策の1つである INTERREG II C プログラムの実施過程を検証し、環日本海における地域協力のありかたについて、「サブリージョン（sub-region）¹⁾」と「地方自治体の国際的行為体へのアイデンティティの変容」の関係という新たな視点の提供を試みる²⁾。

1997年、EUは、質的深化と量的拡大の地域政策の基礎戦略とも言える「欧洲域土³⁾計画（European Spatial Planning）」を盛り込んだ INTERREG II C プログラムを開始した。それまでの地域政策は、構成国を単位として、各国内の発展途上地域に対し、EUが個別に資金補助などの施策を行ってきた。複数の構成国に跨る越境地域協力政策についても、一部国境付近でのみ個別に実施されていたにとどまっており、EUへの新規加盟希望国地域まで視野に入れた全般的な規模の越境地域政策は、この INTERREG II C プログラムが初めてとなる。

図1、図2のように、INTERREG II C プログラムでは、大きさとしては「歐州」と「国家」の両単位の中間に位置する7つの「サブリージョン」を公式的に地域単位として創設し施策を行う。サブリージョン創設の目的は、共通政策や構成国別の政策で対応しきれなかった地域独自の経済・社会の実態に則した政策の導入にある。「西地中海・ラテンアルプス地域」「南西

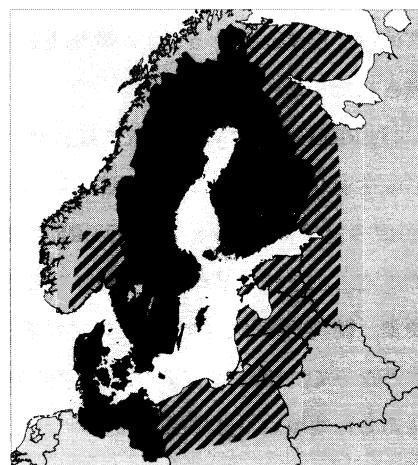
図1 北海地域のサブリージョン：



出典：http://www.inforegio.cec.eu.int/wbpro/PRORD/prordc/prordc17b_en.htm

注：影つき部分は構成国地域で、斜線部分は非構成国地域（図2も同様）。

図2 バルト海地域のサブリージョン：



出典：http://www.inforegio.cec.eu.int/wbpro/PRORD/prordc/prordc17b_en.htm

[キーワード]

サブリージョン、INTERREG、北海、バルト海、国際的行為体

ヨーロッパ地域」「大西洋沿岸地域」「北西メトロポリタン地域」「北海地域」「バルト海地域」「中央・アドリア海沿岸・ドナウ流域・南東ヨーロッパ地域(CADSES)」の7サブリージョンは、構成国の国境の枠組みに縛られずに構成されており、単に、少数のEU構成国で形成された下位地域でないことは、ここで指摘しておく必要があろう。これは、論題にもあるように、これまでEU域や国家を基礎単位に行ってきたEUの政策に、まったく新しい別の実施形態をもたらした。

これまで、EUは、EU全域に同一の政策「共通政策」を導入し、ジャン・モネの言う「EU市民」全体の福利の向上を目指してきた。しかし、それら共通政策の施行が、ある地域では最良の方法であっても、別の地域では市民生活の向上にとって最良ではないことが明らかになり、欧州「共通」ではない、各「地域別」政策の必要性が浮上した。INTERREG II C プログラムでは、これまで「国境」という名の人為的境界のもとに、何世紀にも渡って断絶されてきた「歴史的文化的地域要素」や、市民生活の実態に則した「地理的因素」「経済的因素」から政策実施地域を確定し、「北海地帯市民」「バルト海地帯市民」など個別地域市民に限定した福利向上を図っている。これは、欧州地域政策においては、サブリージョンでの市民の福利向上の総体が、ひいてはEU市民全体の福利向上につながり、統合の質的深化を進展させることが欧州委員会と構成国に認識された結果と言えよう。

このINTERREG II C プログラムには、サブリージョンの形成を通じて、もう1点重要なEUの基本戦略の転換が組み込まれている。INTERREG II C プログラムで規定されたサブリージョンは、上記のように、地理的因素、経済的因素、歴史的文化的因素が地域割りの基準となっている⁴⁾。ここには、国家間の境界「国境」を意識した地域割りは採用されていない。三つの要素に基づいてサブリージョンを決定すると、それらが市民生活を基礎とした地域単位となる。そこで、EUは、市民生活に密着した政策の立案には、欧州委員会でも構成国政府でもない、地方自治体が最適であると考え、地方自治体を政策の立案・決定過程に初めて参

画させている⁵⁾。地域政策の分野に限定されているとは言え、INTERREG II C プログラムでは、地方自治体が、政策の立案・決定過程の中心となっている。EUは、地域政策立案・実行の主体として地方自治体の長所を有効に活用し、ボトムアップ方式で地域政策を行うことを意図している。これまで、地域政策は、EU官僚の手によってトップダウン方式で決定されてきたが、地方自治体の主導によって「草の根(grass-roots)」の意見が政策に反映される。

これら「サブリージョンの形成」と「ボトムアップ方式の採用」は、各レベルの国際的行為体に、アイデンティティの変容をもたらし、EUに関わるスープラナショナル(EU)、ナショナル(構成国)、ローカル(地方自治体)の行為体同士の関係性をも変化させている⁶⁾。

1-2 使用する資料について

本論に入る前に、本稿の分析で使用する資料について言及しておく必要があろう。本稿では、以下のINTERREG II C の各地域プログラム事務局が運営するインターネット上の公式サイトの情報を分析に使用する⁷⁾。

- 1) 北海地域委員会のINTERREG II C プログラムのサイト <http://www.northsea.org/InterregIIC>
- 2) バルト海地域 INTERREG II C プログラムのサイト <http://www.spatial.baltic.net>

本年、EUは、官報(Official Journal)の印刷文書化を全廃し、その公開を電子化した文書に置き換えた。このような電子文書による情報公開の流れを考えると、EU関連の公式サイト上の情報が、印刷によって活字化された文書と同じ役割・価値をもって研究資料として扱われる時が近々到来するかもしれない⁸⁾。しかし、現状では、社会科学の分野においては、研究論文の資料としてインターネット上の情報の使用は、未だ広く認知されているとは言いがたい。ここでは、その点に留意しながらも、あえてINTERREG II C の各地域プ

ログラム事務局が運営するインターネット上の公式サイトの情報を分析に使用する理由を述べておく。これには、以下のような、INTERREG II C プログラム事務局のインターネット利用戦略が関係する。

- 1) プロジェクトの内容に対する市民性の確保
- 2) プロジェクトに関するコーディネートの促進
- 3) 辺境地域からの情報へのアクセスの容易性の確保

1-1でも述べたように、欧州委員会は、INTERREG II C プログラムによって、政策決定メカニズムのボトムアップアプローチを採用した。プログラムは、地方自治体政府のみならず、商工会議所 (Chamber of Commerce and Industry)、漁業組合 (Fish Producers' Organization)、大学等の研究機関など他の公的な地域団体からも個別プロジェクト案の提出を歓迎している。したがって、このプログラムは、市民がその政策決定過程に直接参加できる可能性を有している。そのようなボトムアップの政策決定をシステム化するためには、1) にあるように、決定過程の一般公開原則を採用し、市民生活に一番近い地方自治体政府官僚や、上記団体に関わる市民が容易にプログラムの情報を入手できる「市民性⁹⁾」を確保する必要がある。さらに、プロジェクトの採用結果や予算配分、アセスメントの結果などを公表し、プロジェクトの透明性を保つことでプロジェクトの「市民性」を強化できる。

次に、2) のように、各プロジェクトに関して「コーディネート¹⁰⁾」の重要性を認識しておく必要がある。これまで、このような EU レベルのプログラムのコーディネート役は、欧州委員会や各国中央政府の官僚が一手に引き受けている。しかし、INTERREG II C プログラムでは、地方自治体政府の官僚が自分の立案した個別プロジェクトのコーディネーター役を務め、他の地方自治体にもプロジェクトへの参加を呼びかける。プロジェクトのコーディネートを行いやすくするため、コーディネーターは、自分の氏名、所属自治体(団体)、連絡先 (E メイルアドレス、電話・ファックス番号) を公開し、プロジェクトに興味を持った自治体や市民が容易にコンタクトをとれるようにしている。コーディネーターの中には、以下のように、プロジェクト独自のサイトを立ち上げ、そこでさらに詳しい情報公開を行っている例も見られる。

ス番号) を公開し、プロジェクトに興味を持った自治体や市民が容易にコンタクトをとれるようにしている。コーディネーターの中には、以下のように、プロジェクト独自のサイトを立ち上げ、そこでさらに詳しい情報公開を行っている例も見られる。

例 INTERREG II C 北海地域プログラム

北海沿岸整備プロジェクト (Norcoast)

<http://www.norcoast.dk>

北海サイクリング道プロジェクト (The North Sea Cycle Circuit) <http://www.northsea-cycle.com>

環境にやさしい港湾作りプロジェクト (Green Port)

<http://www.greenport.org/>

情報を入手した様々な分野の立場の人々が、欧州委員会や各国政府を経由せず、コーディネーターと直接連絡を取り合うことで、官僚主義的縦割り行政や無駄なペーパーワークを排除し、コーディネートの即時性を高め、縦割り行政の弊害を少なくすることが可能となる。

3) は、特に、北海地域プログラムを考察する際、重要な項目となる。このプログラムが網羅する地域には、EU の中心であるブリュッセル (Brussels) や各国の首都から遠隔に位置し、政策や補助金に関する情報へのアクセスに不利な辺境地域が含まれている。例えば、シェトランド諸島政府 (Shetland Island Council) やオークニー諸島政府 (Orkney Island Council) は、英国の最北端に位置する離島地域で、自治体政府の EU 担当者がロンドンやブリュッセルで開催される予算説明会などの会議に出席しようにも、移動に時間・費用がかさみ、自議会の承認をなかなか得られない¹¹⁾。彼らは辺境性のために、重要な情報へのアクセスが制限され、他地域と比べて不利な立場に立たされてしまう。そこで、INTERREG II C プログラムでは、ネット上で情報公開を促進し、プロジェクトの応募用フォーム¹²⁾をも入手可能にし、応募書類作成の留意点まで細かく指示した手引書まで掲載している。

上記の3つの点から、INTERREG II C 各地域プログラムの事務局は、積極的にインターネット上の公式サイトを活用してプログラムの充実をはかる試みている。これらの理由から、本稿では、公式サイトの情報そのものが研究対象として価値を持つと考える。

2 EU 地域政策における INTERREG II C 各地域プログラムの位置付け

ここで、まず、本稿で検証するINTERREG II C 各地域プログラムが、EU 地域政策の中で、どのような位置付けになっているのかを見てみよう。

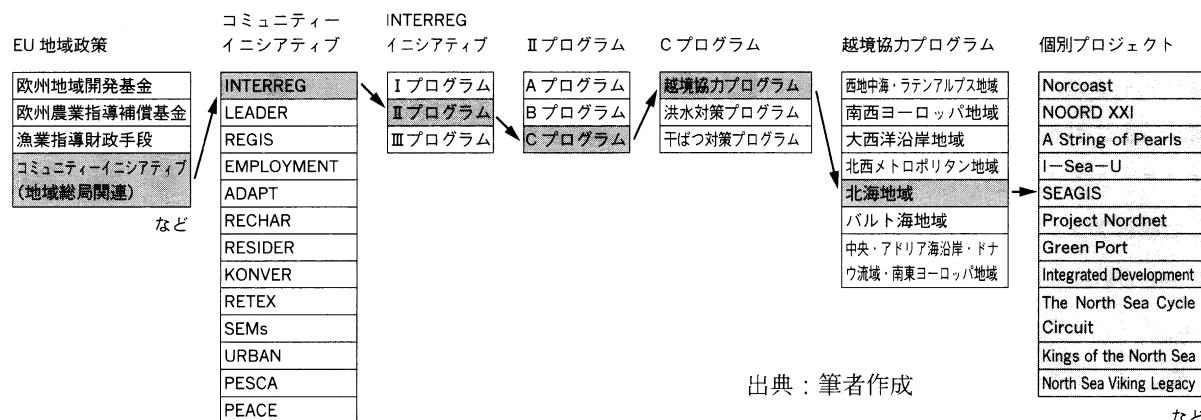
EU 地域政策が開始されたのは、英国の欧州共同体 (European Community、以下 EC) 加盟の際にさかのぼる。大陸側の既構成国に比較して EC 予算への貢献度の割に受益が少ないことを理由に、英国は地域政策の制定を要求し、これを受け、1975年に欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund、以下 ERDF) が設立された¹³⁾。その後、1986年調印の単一欧洲議定書で、地域政策に条約上の根拠が示され、1992年に調印された欧州連合条約（マーストリヒト条約）で、地域政策の基本理念である「経済的・社会的結束 (Economic and Social Cohesion)」が EU 統合の支柱 (Pillar) の1つに位置付けられた¹⁴⁾。

コミュニティイニシアティブは、それまで構成国「国家政府」が主体となって進めてきた地域間格差是正や特定地域の問題解決を、「コミュニティイニシアティブ (European Community)」の主導 (“Initiative”) で進

めることを目的に導入された政策である。欧州委員会地域政策総局 (DG XVI) の掌握するコミュニティイニシアティブは、図3のように、INTERREG が開始された1994年6月の段階で13にのぼった¹⁵⁾。INTERREG イニシアティブは、これらコミュニティイニシアティブの1つで、名称のようにリージョン (“Region”) を交錯 (“Inter”) する問題について解決を図る政策パッケージの総称である。このイニシアティブは、EC 規則4253/88¹⁶⁾ (EC 規則2082/93¹⁷⁾ によって改正) 第11条、EC 規則4254/88¹⁸⁾ (EC 規則2083 /93¹⁹⁾ によって改正) 第3条第2項を法律的根拠とし、1994年に開始されたI プログラム、1997年に開始されたII プログラム、2000年から開始されたIII プログラムから成る。

本稿では、この内、1997年に開始されたII プログラムを考察する。II プログラムは、内容によって A、B、C の3つのプログラムに分類される。A プログラムは、国境を跨ぐ自治体同士の協力を促進するプログラムである²⁰⁾。B プログラムは、ラテンヨーロッパ構成国の国内エネルギーネットワーク整備を目的としたプログラムである。C プログラムは、洪水対策プログラム、干ばつ対策プログラムと、本稿で検討しているサブリージョンを基礎にした地域協力プログラムの3つに大きく分けられる²¹⁾。A プログラムと C プログラムとの違いが、一見わかりにくいが、はじめに述べたように、A プログラムは対象とするのは国境を跨ぐ地域に限定されており、サブリージョンの概念も導入されていな

図3 INTERREG II 各地域プログラムの位置付け



い。

序でも述べたように、上記Cの越境協力プログラムは、欧洲域を、「西地中海・ラテンアルプス地域」「南西ヨーロッパ地域」「大西洋沿岸地域」「北西メトロボリタン地域」「北海地域」「バルト海地域」「中央・アドリア海沿岸・ドナウ流域・南東ヨーロッパ地域(CADSES)」の7つのサブリージョンに分け、それぞれのサブリージョンの総合的地域計画を立て、それに基づいて、国境を越えた自治体同士の協力を促進しながら、様々な分野で地域の問題解決のためにプロジェクトを施行する。

本稿では、この7サブリージョンの内、欧洲北部を網羅する北海地域、バルト海地域をサンプルとして抽出し、プログラムの内容について比較考察を行う。7サブリージョンから、北海地域、バルト海地域をサンプルとして抽出したのは、両者が次の特徴をもつからである。

- 1) 地理的因素から分別すると、共に環海洋型サブリージョンであること²²⁾
- 2) EU非構成国との協力を含むサブリージョンであること
- 3) スウェーデン、デンマークが、両サブリージョンに跨っていること

- 1) にあるように、北海地域、バルト海地域は環海洋型サブリージョンであり、環日本海地域協力への適応モデルとなりうる。また、同じ欧洲の環海洋型であることから、海洋の環境、漁業、地下資源、交通ネットワークなど、解決しなければならない問題が類似する。したがって、プロジェクトの比較考察が可能である。また、2) にあるように、両サブリージョンとともに、EU非構成国がプログラムに参加している。EU構成国のみが参加するサブリージョンとは、プログラム運営機構の構成も、個別プロジェクトの内容も異なるので、その点での比較考察が可能となる。さらに、3) で述べているように、両サブリージョンは欧洲北部にある隣り合わせの地域であるため、スウェーデン、

デンマークは両方のサブリージョンを跨いでいる。同じ国家を含んでいる2サブリージョンであるが、それぞれサブリージョンの地域戦略が異なるため、プログラム運営機構の構成も、個別プロジェクトの内容に違いが出る。

3 北海地域、バルト海地域プログラムの比較考察

まず、2プログラムについて、地域の特徴を検討し、「プログラムの機構」「プロジェクトの内容」を分析しながら、地方自治体が国際的行為体としてアイデンティティを変容させていく背景を考察しよう。

3-1 地域の特徴

〔北海地域プログラム〕

北海地域プログラムは、図1のようにEU構成5カ国と1非構成国の、北海を取り巻く地域を1つのサブリージョンとして実施される。ここで注意せねばならないのは、サブリージョンとしての「INTERREG II C 北海地域」が、「北海沿岸参加6カ国の国土の総体」ではない点にある。上記の対象地域は、州レベルの地方自治体の管轄域を基礎単位としており、国家がサブリージョンを構成する基礎単位とはなっていない。これは、「北海沿岸域」という共通項で地域を形成させ、そこに地域の将来を見据えた戦略に基づいたプログラムを導入することを意図したためである。このことは、他のサブリージョンについても同様である。

サブリージョンとしての北海地域の人口はノルウェー地域も含めると3600万人で、これは、EU総人口の約10%に等しい²³⁾。この内、英国がサブリージョンの人口の46%を占めている。北海は、石油や天然ガスなどのエネルギー資源、さらには、コッド(cod)やハドック(haddock)などの漁業資源にも恵まれた地域である。そのため、英国、特にこれらの資源が経済の大きな割合を占めるスコットランド地域の地方自治体は、このサブリージョンで政策立案の中心的役割を果たしている。次に、人口密度でこのサブリージョンをみると、ノルウェーのソグン・フィヨーラネ(Sogn

og Fjordane) の 6 人／km²からハンブルグ (Hamburg) の 2250 人／km²まで、人口密度の地域差が大きいことがわかる。南部側の都市部と、北部の辺境地域の両方が同一サブリージョンに含まれており、都市部と辺境部の交通・情報網整備などが解決しなければならない課題となっている。経済的観点からこのサブリージョンを見ると、当サブリージョンの総 GDP は、ノルウェーも含めると 1993 年の統計で 6100 億ユーロにのぼり、これは、EU15カ国の 9 %に相当する。

[バルト海地域プログラム]

バルト海地域プログラムは、図 2 のように、バルト海を直接、間接に取り巻く EU 構成 4 カ国と EU 非構成 7 カ国の地域を 1 つのサブリージョンとして網羅する。バルト海沿岸 11 国の総人口は約 3 億人で、上記 INTERREG II C バルト海地域プログラム対象地域の人口は、その 22% の 7000 万人にあたり、GDP は、11 カ国の 28% を創出している²⁴⁾。

バルト海はデンマークのユトランド半島とスウェーデンのスカンジナビア半島先端で半分閉ざされた形になっており水質汚濁の問題を抱えている。また、沿岸域は、旧東側地域の工業化促進により大気汚染などの環境悪化も懸念されている。このようなバルト海地域の環境保護については、バルト海海洋環境保護委員会 (HELCOM) が担っている。INTERREG II C バルト海地域プログラムは、この委員会の政策とも協調した形で実行される。

INTERREG II C バルト海地域プログラムは、バルト海地域の中心的地域計画である VASAB2010 (Vision and Strategies around the Baltic 2010) に沿って組み立てられている。この地域計画は、2 年に 1 度、定期的に開催される沿岸国担当閣僚会議 (Conferences of the Ministers) によって策定された²⁵⁾。このバルト海沿岸の地域協力は、VASAB2010 や HELCOM にみられるような国家主導の特徴を有している。また、ハンザ同盟の歴史的交通性を経験として有するこの地域は、様々な分野、様々な国際的行為体のレベルで重層的協力関係が進んでおり、INTERREG II C プログラムの

主導権も、構成国政府などの既存の行為体が握り、北海地域などにくらべると地方自治体がイニシアティブを取ることが難しい。この点は、次のプログラム機構の分析で詳しく検討していく。

3-2 プログラムの機構

INTERREG II C 各地域プログラムは、サブリージョンごとに、管理委員会 (Monitoring Committee)、運営委員会 (Steering Committee)、事務局 (Secretariat) を設置している。これらプログラム運営機構への地方自治体の関わり方の程度は、両サブリージョンによって異なる。特に、管理委員会、運営委員会のメンバー構成、事務局の設置場所は、地方自治体の意思を反映させるボトムアップ方式の意思決定システムが確保されているかを判断する上で重要である。ここでは、それらの点に注意しながら、それぞれの機関ごとに 2 プログラムの比較考察を行い、機構内で地方自治体と国家政府の演じる役割について検討する。

[管理委員会]

管理委員会は、サブリージョンにおけるプログラムの運営形態の実質的骨格を決定する。そのための役割として以下の点についての責任を担う²⁶⁾。

- 1) プログラムをその目的と計画に従って確実に進捗させる
- 2) 効果的にそれを実施に移すための条款を規定する
- 3) プログラムの実施促進、目標達成、あるいは必要が生じたときはプログラムを変更するために指導力を発揮する
- 4) 個別プロジェクトの選定方法や選定基準を定め、運営委員会が決定した各プロジェクト採用を承認する

ここで重要なのは、2) にあるように、運営形態を決める条款の決定権を管理委員会が握っている点であろう。また、4) の個別プロジェクトの選定方針の決定も、この管理委員会が行う。そのため、この管理委員会の意思が、サブリージョンの地域協力の特徴に反

図4 [北海地域プログラム]

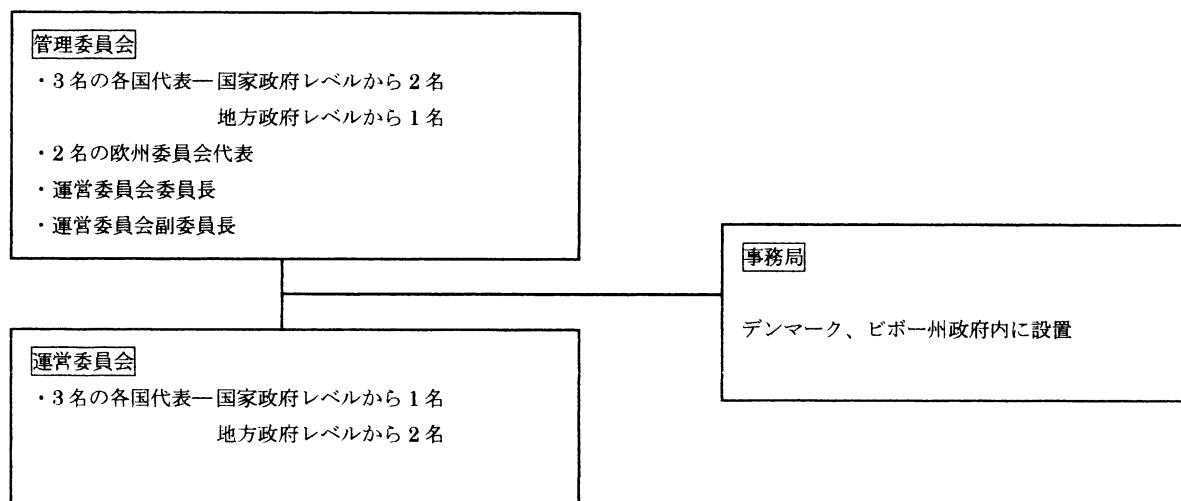


図5 [バルト海地域プログラム]

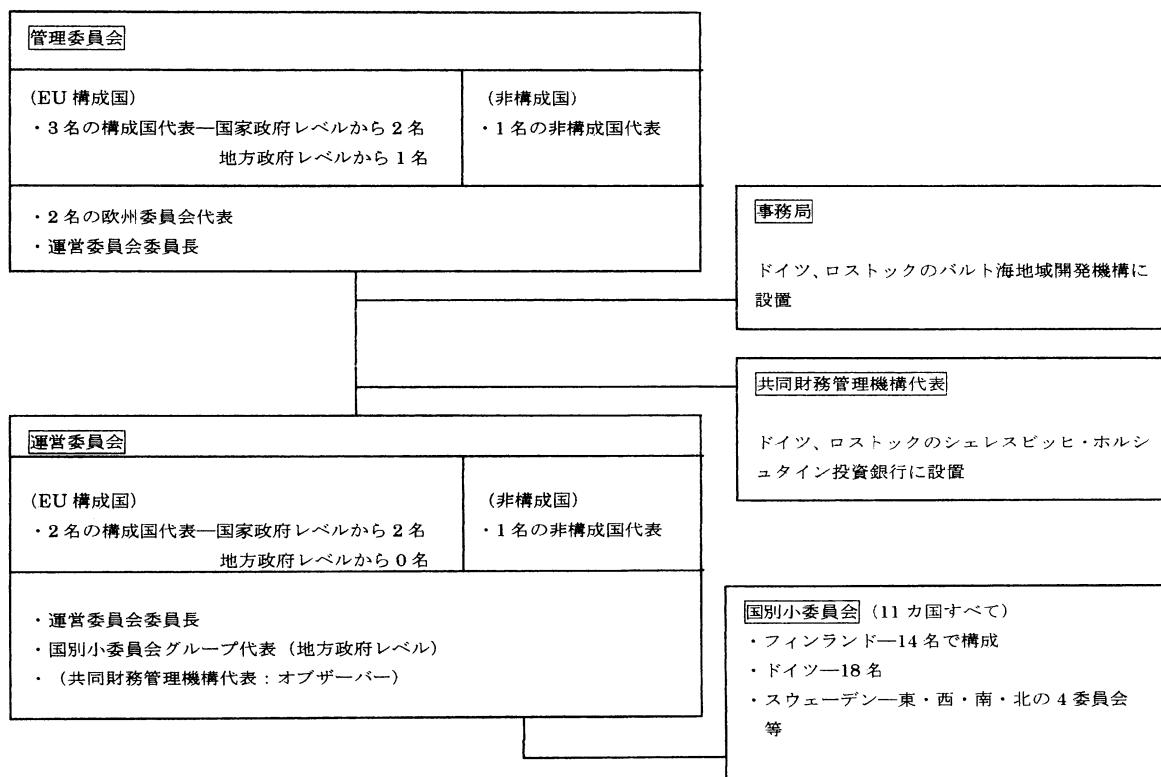


図4、5の出典：オペレーションプログラムをもとに筆者作成

映される。

管理委員会のメンバーは、各政府、地方自治体政府、欧州委員会、プログラム運営委員会の代表によって構成され、両サブリージョンで地方自治体政府と国家政府の参加メンバー数の違いはない。しかし、図4、5にあるように、両プログラムによってEU構成国と非構成国的人数構成は異なる。ここでは、EU非加盟国の参加形態を中心に管理委員会の構成を見てみよう。

図4のように、北海地域プログラムでは、EU構成5カ国とEU非構成国であるノルウェーの区別なく、国家政府レベルから2名、地方自治体政府レベルから1名が出席する。しかし、図5のバルト海地域プログラムでは、構成国が国家政府レベルと地方自治体政府レベル合わせて3名の代表者を出すことができるのに對して、非構成国は1名の代表しか出すことができない。非構成国の代表者が1名に限定されるのは、INTERREG II C バルト海地域プログラムの財源の問題が関係する。構成国地域に対する補助金は、INTERREG II C の財政から直接支出されるが、旧東側諸国地域のプロジェクトに対する補助金は、旧東側の6カ国に関するEUの援助協力政策であるPHARE、TACIS両プログラムと連動しながら支出される。そのため、構成国の主導のもとに管理委員会を運営する必要があり、旧東側諸国の決定プロセスへの参加人数が制限されている。

[運営委員会]

個別プロジェクト案の採択、採択された個別プロジェクトの進捗状況の確認は、運営委員会が行う²⁷⁾。運営委員会のメンバー構成比や、決定に至る合意形成の方法によって、サブリージョンのプログラムの特色が決まるので、それについて、ここで詳しく考察する必要がある。北海地域プログラムとバルト海地域プログラムでは、運営委員会のメンバー構成について、2点、異なる点がある。1つには、管理委員会と同様に、バルト海地域プログラムでは非構成国のメンバーが1名に限定されている。2つには、バルト海地域プログラムでは地方自治体政府からの代表が送り込まれてお

らず、政策決定過程に直接に参画できない。第1の点については、管理委員会の個所で検討したので、ここでは、2つ目の地方自治体政府からの代表の有無にしぼって議論を進めよう。

図5のように、バルト海地域プログラムでは、北海地域プログラムと異なり、運営委員会に地方自治体政府レベルの代表は参加していない。運営委員会は、下部組織として11カ国すべてについて国別の下部小委員会を設け、それら小委員会から諮問の形で意見を聴取する。各国地方自治体政府関係者は、この小委員会で自分達の要求を管理委員会に伝えることが許されるのみで、個別プロジェクトの採択決定機関である運営委員会には出席を許されていない。このように、本来、サブリージョンの特色を打ち出す個別プロジェクト決定過程で、「草の根（grass-roots）」の地方自治体に票決権が与えられていないことから、このサブリージョンでは、国家政府の主導で地域政策が決定されていることがわかる。地方自治体政府の政治的影響力が小さく押さえ込まれ、INTERREG II C プログラムの趣旨であるボトムアップアプローチの導入は、完全には達成されていない。このように、バルト海地域の政策決定過程で国家の裁量が大きくなるのは、バルト海地域戦略 VASAB2010が国家間で決定され、INTERREG II C プログラムをその戦略の中に位置付けているためと考えられる。

図4の北海地域プログラムでは、各国代表3名の内、2名が地方政府レベルからの代表であり、各国運営委員会代表のイニシアティブは地方自治体が掌握している。このことから、このサブリージョンでの地方自治体の影響力の大きさがわかる。北海地域で、地方自治体が実質的政策決定とも言える個別プロジェクト採択過程でイニシアティブを取ることができるのは、各地方自治体が、これまで地方自治体の協力組織である欧洲沿岸辺境地域会議北海地域委員会（Conference of Peripheral Maritime Regions, North Sea Commission, 以下 NSC）での活動を通じて、地域協力の経験とノウハウを蓄積してきたことが関係している。

NSCは、INTERREG II C プログラム開始以前から、

環北海サブリージョンに位置する州レベルの自治体が、共通漁業政策や地域政策などのEU政策に関して、連帶してロビー活動を行ってきた国際的行為体である。NSCが網羅する「辺境地域」が、INTERREG II C プログラムの補助金投入の中心的対象地域であるオブジェクティブ1、2、5b²⁸⁾のステータスを有するNUTS III地域²⁹⁾と重なることが、中心的役割を担う主な背景と考えられる。また、NSC参加地域は、英国、デンマーク、スウェーデン、ドイツ、オランダ、ベルギーのみならず、EU非構成国のノルウェーも網羅している。このように、サブリージョンを活動の場として地域協力の経験とノウハウを蓄積してきた点、さらに、非構成国ノルウェー地域もメンバーとして有している点が欧州委員会に評価され、NSCとそのメンバー自治体は、INTERREG II C プログラムの個別プロジェクト立案、コーディネートに関して中心的役割を担っている³⁰⁾。

NSCは、このINTERREG II C 北海地域プログラムを自団体の戦略に取り込みながら活動を展開している。NSCの漁業、企業振興、情報通信・交通整備、環境、文化・観光の5ワーキンググループは、どのような個別プロジェクトを行っていくべきか、INTERREG II C 北海地域プログラム事務局と密接に連絡を取り合いながらプロジェクト案を練り、管理委員会に提出してきた。EUとしては、NSCをプログラムに取りこむことで、トップダウン方式で決定してきた地方政策に、「草の根(grass-roots)」の意見をさらに反映させようと考えている。

[事務局]

それぞれのプロジェクトは、プロジェクトの開始から終了までの期間、恒常に事務局を設置する。事務局は管理委員会と運営委員会の決定を受け、各地方政府や個別プロジェクト参加自治体との連絡調整役を行う。

この事務局についても、両地域の特色が出ている。北海地域は、事務局をNSCの事務局を引き受けているデンマークのビボー(Viborg)州政府内に置く。NSC事務局とINTERREG II C 事務局を同一の地方政府

が引き受けすることで、NSCとINTERREG II C プログラムの緊密化を図っている。

バルト海地域は、ドイツのロストック(Rostock)のシュレスビッヒ・ホルシュタイン投資銀行(Investitionbank Schleswig-Holstein)内にバルト海地域開発機構(Baltic Spatial Development Agency)として事務局本部、そしてスウェーデンのカールスコローナ(Karlskrona)のバルチックインスティテュート(Baltic Institute)内に支部を設置している。さらに、同プログラムでは、資金管理はシュレスビッヒ・ホルシュタイン投資銀行内に設けられた共同財務管理機構(Joint Financial Body)が独立して行う。これは、バルト海地域ではPHARE、TACISなどの旧東側へ補助金プログラムとの関係で資金管理が複雑になる点が理由として考えられる。ここでも、北海地域プログラムの地方自治体主導の特徴と、バルト海地域プログラムの国家主導の特色が出ているといえよう。

3-3 プロジェクトの内容

各地域のINTERREG II C プログラムは、情報通信・交通整備、環境、文化・観光、漁業など様々な分野にわたるプロジェクトによって構成されている。プロジェクトの採択は1999年12月末で終了し、2000年と2001年が補助金交付と具体的な施行期間となる。ここでは、プロジェクト採択の基準である「優先事項」について検討する。その際、プロジェクトの内容が、ボトムアップアプローチを意識し、地方自治体のニーズにあったものになっているかを中心に議論を進める。

[北海地域プログラム]

北海地域プログラムでは、250以上のプロジェクトに関する案が提出され、その内、120が事務局によるアセスメントを受けた。1地方自治体が提出したプロジェクト案に対しては、個別プロジェクト説明会やインターネットを通じて、参加希望自治体が募集される。INTERREG II C プログラムは、サブリージョンの地域協力を推し進める政策であるため、この段階で、複数国の地方自治体が参加者として名乗りをあげなけれ

ば、運営委員会によってプロジェクトとしては採択されない。このようにして、サブリージョンの地域協力を促進すると判断され、最終的に補助金交付の対象となったプロジェクトは45プロジェクトにのぼった。これらのプロジェクトに対するERDFからの支出と参加国からの支出合計は、3451万ユーロにのぼる³¹⁾。

北海地域では、プロジェクトを採択する際、管理委員会で決定した、以下の3つの優先事項に基づいて選考を行った。これらは、北海地域プログラムのサブリージョンの地域協力を促進するために必要と考えられる項目である。

優先事項1：都市部とその周辺地域のシステム

- 1.1 都市部とその周辺部の関係整備
- 1.2 市街地の開発
- 1.3 都市部同士の連携

優先事項2：交通と通信

- 2.1 北海の交通・通信リンクの整備
- 2.2 複合型運輸センターの整備促進
- 2.3 地域バランスの取れた開発を促進するための情報通信手段の整備

優先事項3：自然資源と文化遺産

- 3.1 海岸沿いの統合的管理
- 3.2 自然景観区の保護と自然資源の管理
- 3.3 カルチュラルツーリズムの促進

出典：<http://www.northsea.org/Interreg II C/>

優先順位1、優先順位2、優先順位3の各プロジェクトに関する支出は、ほぼ3分の1ずつ均等に配分されている。採択プロジェクト数も、優先順位1が15プロジェクト、優先事項2が14プロジェクト、優先事項3が16プロジェクトとほぼ同数のプロジェクトが承認されている。これは、都市部の開発プロジェクトである優先順位1、辺境地域のプロジェクトである優先事項3、さらに、都市部と辺境部をリンクさせる優先事項2に予算やプロジェクトを均等に割り振ることで、均整の取れた北海地域の発展を目指したためである。

参加地方別に見ると、優先順位1のプロジェクトには、スウェーデン、オランダ、ドイツの団体が積極的に参加しているが、一方、西ノルウェーと、英國のほとんどの地域が、この優先順位のプロジェクトに参加していない³²⁾。例えば、プロジェクト「NOORD XXI」、プロジェクト「北海地域の地域計画（A Spatial Vision for the North Sea Region）」、プロジェクト「地域開発戦略とその実施（Regional Development Strategies and their Spatial Implications）」は、都市部地域に関する開発計画プロジェクトであり、辺境地域と関連が薄い。このように、優先順位1のプロジェクトは、都市部に関するものなので、辺境地域の多くを含む西ノルウェーと、英國地域からの参加が少なくなる。優先事項3については、プロジェクトが、自然資源と文化遺産に関するものとなるので、英國辺境地域やノルウェーの地域の参加が多く、優先順位1への参加地域と重複しない地域が参加している。

[バルト海地域プログラム]

バルト海地域プログラムでは、120のプロジェクトに関するアイデア案が提出され、それらのプロジェクトは75のプロジェクトにまとめられ、最終的に45プロジェクトが補助金交付の対象となった³³⁾。ERDFからの支出と参加国からなどの支出合計は、4413万ユーロにのぼる。

バルト海地域では、プロジェクトの可否を以下の2つの優先事項をもとに決定している。

優先事項1：経済的社会的結束（Economic and Social Cohesion）促進を視野に入れた持続可能なバルト海地域開発

- 1.1 多極化した、均整の取れた都市システムの維持
- 1.2 持続可能なバルト海地域の開発の一部として、通信・交通・エネルギー問題の解決
- 1.3 沿岸地域や島嶼地域などの持続可能な開発

優先事項2：地域開発計画アプローチの促進

- 2.1 地域開発計画戦略の促進と、その分野での

経験の交換

2.2 自然景観、文化遺産、観光事業と、地域開発のかねあいの考慮

出典：http://www.spatial.baltic.net/interreg_ii_c/summary_sheet.html

優先事項1も、優先事項2も、地方自治体の視点から協力関係を積み上げて、サブリージョンの地域協力を進めると言うより、むしろ、環バルト海全体の視点からサブリージョンの結束と発展を模索している。そのため、北海地域のプロジェクトに比べると、地域開発や経済的・社会的結束のための事前調査的プロジェクトの占める割合が多い。たとえば、プロジェクト「マップ BSR (Map BSR)」は、開発計画策定の基礎資料となるバルト海沿岸域の地図をデータベース化するプロジェクトであるし、プロジェクト「バルティックマニュアル (Baltic Manual)」は、地域開発の共通マニュアルを作成するプロジェクトである。これは、国家の代表によって策定された VASAB2010との関連で、実際の開発への資金投入だけではなく、「開発計画」のための研究調査が必要となるからである。

4 結論³⁴⁾

欧洲域は、これまで、行政の単位として、大まかに、

「EU」「国家」「州などの地方自治体」の3つの層を有していた。しかし、欧洲地域政策においては、INTERREG II C プログラムのように、「スープラナショナル (EU)」でもなく、「ナショナル (国家)」でもない「サブリージョナル」レベルの地域社会単位が新たに形成され、EU統合の強化が「国家の統合」だけでなく、複線的に行われるようになった。これは、「国家」か「EU」か「州」、あるいは「サブリージョン」なのか、という択一の問題ではなく、多層的な地域単位の中から、「サブリージョン」の層を政策実行の単位として選択することが、欧洲域での「国境の持つ隔離性の低下」と「共通政策の行き詰まり」を背景として、欧洲地域政策においては適切と認識されたためである。

では、地域政策において、何故、そのような社会単位の組換えが必要となったのであろうか。ギデンズの指摘するように、グローバリゼーションは、国家権力の地方分権、地方分散を促す波となる³⁵⁾。これは、グローバリゼーション進行の結果、北米、アジア、欧洲と世界が三極化する中で、欧洲各国が国家主権の一部を放棄してまで、「強い欧洲」を作り上げる必要を認識している別の側面であるとも言える。本論で考察してきたように、EUは、北海地域、バルト海地域のように、欧洲域をサブリージョンに分割し、その特徴を踏まえた地域政策を施行することで、欧洲域全体の強

表1 INTERREG II C プログラムを通じての国際的行為体3要素の獲得

	自立性	動員力	国際的影響力
北海地域 地方自治体	運営委員会での投票権を持つ	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト立案 ・プロジェクトコーディネート 	CPMR、及びNSCとの連携（事務局、コーディネーター）
バルト海地域 地方自治体	運営委員会での投票権を持たず	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト立案 ・プロジェクトコーディネート ・ただし、プロジェクトの選定基準そのものが、国家主導 	CPMR、BSCとの連携はあるものの、他にサブリージョン規模の地域協力関係が重層的に存在

注：自立性、動員力、国際的影響力は、大芝論文の国際的行為体の3要素を使用した³⁷⁾。

出典：筆者作成

化につなげる戦略を実行に移している。ひるがえって考えると、一見、主権の一部をスープラナショナルレベルに提供した国家も、結果的には「強い欧州」の恩恵に預かることとなる。

次に、本論の考察では、サブリージョンの登場は、これまで国家の陰に埋没していた地方自治体に、EU 地域政策の政策立案・決定過程で中心的役割を演ずる可能性をもたらしていることが明らかになった³⁶⁾。しかし、これもサブリージョンによって、地域間格差がある。

北海地域では表1のように、地方自治体は、国際的行為体として自らのアイデンティティを変容させ、EU 地域政策で重要な役割を演じられるように変貌した。北海地域地方自治体は、INTERREG II C プログラムの運営委員会で、個別プロジェクトの採否を決定する権利を獲得し、サブリージョンの将来のあり方についての政策決定を行えるようになった。また、プロジェクト立案やプロジェクトの参加者募集のコーディネート活動を通じて、地方自治体官僚の人的動員をおこなえるようになった。さらに、INTERREG II C 事務局やプロジェクトコーディネーターのレベルで、CPMR や NSC などの国際的行為体と連携し、同一サブリージョンの他地方自治体との連帯もスムーズに行い、欧州委員会や所属国家へのロビー活動も強化することができた。

一方、バルト海地域では、サブリージョンの戦略が国家レベルで依然として決定されていることに関係して、INTERREG II C プログラムの運営委員会に地方自治体は直接参加できず、国際的行為体としての自立性を確保していない。動員力に関しては、北海地域と同様に、プロジェクト立案やプロジェクトの参加者募集のコーディネート活動を通じて、地方自治体官僚の人的動員をおこなえるようになっている。しかし、本論で考察したように、プロジェクトの選定基準そのものが、国家主導で行われていることは留意せねばならない。また、国際的影響力については、このサブリージョンでの地域協力関係が、国家レベル、地方自治体レベルなど重層的かつ多様であり、1つの地域協力

団体と連携して INTERREG II C プログラムを遂行することが難しい点も、この地域で地方自治体が国際的行為体としてのアイデンティティを確定できない理由の1つであろう。

この「欧州型環海洋サブリージョン」モデルが、アジア、さらに特定して言えば環日本海地域協力に適用可能かは更なる考察の必要があろう。しかし、環日本海地域協力促進の1つのヒントが、EU や国家権力から政策決定権を委譲された地方自治体政府によって推進される「サブリージョンの形成」に潜んでいると言えるかもしれない。地方自治体が国際的行為体としてアイデンティティを変容させ、サブリージョンの政策立案・コーディネートに力を発揮することが、国家間の地域協力と複線的に働くことで、地域協力は一層高まるであろう。

注

1) 「サブリージョン」の実態については、本論の中で徐々に明らかにするが、基本的には、「リージョン」を構成する下位の広域をさす。この分野の研究の嚆矢と言える『下位地域協力と転換期国際関係』(百瀬宏編、有信堂高文社、1996) では、広義の “sub-region” を「下位地域」としている。本研究では、「下位地域」は「地域」より「規模の小さい地域」を指す技術的用語として使いわけるため、“sub-region” を「下位地域」とは訳さず、「サブリージョン」の発音のまま表記する。

2) 本稿は、以下の3論文で構成される一連の「INTERREG イニシアティブ研究」の1つにあたる。

第1部) 「欧州地域政策 INTERREG イニシアティブに関する考察」(早稲田大学社会科学研究科紀要別冊第6号、2000年)

第2部) 「欧州地域協力の主体の変容：INTERREG II C 地域プログラムの比較考察」(本論稿)

第3部) 「新政策 INTERREG III B プログラムに関する考察：地方自治体連合組織の取り組み」(調査・執筆中)

第1部では、INTERREG イニシアティブの特徴を概観するとともに、INTERREG イニシアティブの中心的役割を演じるサブリージョンの欧州地域政策における位置付けを明らかにする。第3部では、INTERREG II C プログラムを受けて、2000年から開始された新政策 INTERREG III B プログラムに対する、欧州沿岸辺境地

- 域会議北海沿岸地域委員会、大西洋沿岸地域委員会、バルト海沿岸地域委員会、地中海沿岸地域委員会の戦略を検証する。
- 3) INTERREG II C プログラムは、将来の EU 加盟希望も視野に入れ計画された戦略である。したがって、EU 構成国以外のノルウェー・ロシア・エストニア・ラトビア・リトアニア・ベラルーシ・ポーランドもプログラムの対象地域としている（予算配分については後述）。そこで、非構成国をも含みこんだ領域を表すため、ここでは「EU 域」とせず、「欧州域土」と訳出した。
 - 4) "Committee of the Regions Own-Initiative Opinion", OJ No C337, 14. 4. 97.
 - 5) 確かに、INTERREG II C プログラム導入以前にも、欧州委員会はボトムアップ方式の政策立案を促すため、諮問機関として地方自治体代表者で構成される「地域評議会（Committee of the Regions、以下 CoR）」を設立していた。しかし、CoR の答申は「意見（Opinion）」であるため、EU に対して法的拘束力を持たず、ボトムアップの理念を効果的に実効に移せなかった。
 - 6) 國際的行為体のアイデンティティの変容については、拙著『國際的行為体とアイデンティティの変容：歐洲沿岸辺境地域會議と共通漁業政策をめぐって』成文堂、2000年、の第1部をご覧頂きたい。
 - 7) 地域プログラム事務局の公式サイトで公表されている情報を研究論文で使用することには、デメリットとして、以下のような議論の余地が残る。
 - ① 公式サイトの情報は、しばしばアップデートされるので、時系列の中で、研究者間の1次資料としての共有性に欠ける。
 - ② たとえ、地域プログラム事務局の公式サイトであったとしても、執筆の責任の所在が明らかではない。
 - ③ 上記の理由から、インターネット上の情報が、未だに研究者の間で、引用可能な研究資料として認知されていない。

国際関係論分析における1次資料は、研究者による共有性が考慮されなければならない。①で指摘したように、インターネット上の情報は、しばしば新しい情報に書きかえられるので、ある研究者が引用をかけた資料と同じものを、後の機会に、他の研究者が手に入れられない可能性が残ってしまう。また、②で指摘したように、掲載される文章の執筆者名、あるいは、図表で示される情報の典拠などが明確でなく、執筆責任の所在が明らかにされていない場合がある。すでに出版公開されている文章や図表を再録している場合もあるため、2次引用を知らぬうちに犯す可能性も残される。

日記などの私蔵文書やインタビューをもとにした研究は、その本来の目的が、特定の事実の掘り起こしにあり、研究成果そのものが1次資料的共有性を持つ。一方、本稿のように、公的国際機関であるEUの政策など、一般に公開されている事実を議論する場合、その分析は、欧州委員会や、各構成国の政府・議会文書などを主な資料として議論を進めることができるとなる。これらの1次資料は、活字やCDROMによって記録保存され、閲覧・入手が可能である。したがって、③のように、できる限り、そのような既存の引用資料で、極力、議論を進めるべきであるとの立場も考慮されなければならない。

したがって、本稿では、引用によって生じるデメリットを最小限にするため、以下のことを行う。デメリット①、②への対策としては、“The Chicago Manual of Style (14th Edition, 1993)”に記されている「インターネット情報の引用形式」に従って、「執筆者」「情報のタイトル」(団体などの所在地: 団体名, 発表年, アクセスした年月日); サイトのURLを記載し、執筆責任といつサイト上から入手したのかを明らかにするよう心がける。③については、上述のように、このINTERREG II C 各地域プログラム関連の、一般的のインターネット上の情報と比べ「責任の所在」が明確で「正確さ」が高いプログラム公式サイトに限定し、研究者の理解を得たい。

 - 8) 今後、「国際機関、官公庁、国際関係の中で重要な役割を演じている NGO」などの公式サイトについては、内容を大幅にアップデートする「メジャーチェンジ」を行う際、大学図書館などに通知し、それぞれの時点で、サイトの内容を、保存させることが必要となる。時系列的に公式サイトの内容を公的機関や図書館が保存することで、1次資料としての共有性を確保することが重要な図書館の使命となるであろう。
 - 9) 多賀秀敏会員は、これを「市民の出番」「市民意識」の言葉で説明し、その重要性を指摘している。多賀秀敏「環日本海経済圏の将来展望」『(社) 新潟県地域総合研究所ニュースレター』114号、2000年1月、5頁と8頁。
 - 10) 多賀会員は、同上「環日本海経済圏の将来展望」の中で、環日本海地域協力が進展しない理由の1つに、「コーディネーターの不在」を挙げている。
 - 11) ブランクナショナル (trans-national)、ブランクリージョナル (trans-regional) な活動は、交流を維持していくために費用がかさむ。地方自治体である州議会の議

- 員達を説得し、このような出張経費を捻出するのは難しい。英国最西端、コーンウォール州政府のウォルフソンクロフトは、この背景には、“Little England mentality（英国は英國のことを考えていればよい）”のような意識があり、これらの自治体が辺境に位置するため、州議会議員にさえ「歐州の中の我々州政府」という認識が弱いと指摘する（Geff Wolstencroft, Atlantic Arc Fisheries Working Group, interview by author, transcript, Pydar House, Truro, 10 March 1999.）。
- 12) 筆者が取材した、4月27—28日に開催された「北海地域委員会漁業ワーキンググループ」の会合においても、INTERREGⅢB プログラムへの応募用紙は、公式サイトからダウンロードして、それに書きこみ、北海地域プログラム事務局に送るように指示が出されていた。
 - 13) 北林寿信「地域政策」、大西健夫・岸上慎太郎編『EU政策と理念』早稲田大学出版部、1995年、107頁。
 - 14) 同上。
 - 15) それぞれのイニシアティブについての詳細は、拙稿「歐州地域政策 INTERREG イニシアティブに関する考察」『早稲田大学社会科学研究科紀要』別冊第6号、2000年、47—64頁）において詳しく分析している。
 - 16) “Council Regulation (EC) No 4253/88 of 19 December 1988”, OJ No L374, 31. 12. 88.
 - 17) “Council Regulation (EC) No 2082/93 of 20 July 1993”, OJ No L193, 31. 7. 93.
 - 18) “Council Regulation (EC) No 4254/88 of 19 December 1988”, OJ No L374, 31. 12. 88.
 - 19) “Council Regulation (EC) No 2083/93 of 20 July 1993”, OJ No L193, 31. 7. 93.
 - 20) 個々のプロジェクトは後に開始されるC プログラムに比較すると地域規模・予算規模ともに小さい。
 - 21) パイロットプロジェクトとして、「10条プロジェクト」と呼ばれる「北部辺境地域 プログラム (Northern Periphery Programme)」なども実施されているが、これらに関する考察は別の機会に譲る。
 - 22) 大西洋沿岸地域は、欧州西側の弓状の沿岸地域で、北海地域、バルト海地域のように、環海洋型ではない。サブリージョンの問題解決に、北米大陸との関係が重要になり、北海地域、バルト海地域のように、問題が欧州 INTERREG 参加地域のみで完結しない。
 - 23) Denmark. Ministry of Environment and Energy, Spacial Planning Department. *INTERREG Ⅱ C Community Initiative concerning Transnational Co-operation on Spatial Planning North Sea Region Operational Programme*. 1997.
 - 24) INTERREG Ⅱ C Baltic Sea Region Programme Secretariat, “BSR INTERREG Ⅱ C Operational Programme 3 – 1” (Rostock, Germany : INTERREG Ⅱ C BSR Programme Secretariat, 2000, accessed 20 April 2000) ; available from <http://www.spatial.baltic.net/OP.html> ; Internet.
 - 25) VASAB 2010 Secretariat, “Main Page of VASAB 2010” (Gdansk, Poland : VASAB 2010 Secretariat, 2000, accessed 20 April 2000) ; available from <http://www.vasab.org.pl/front.html> ; Internet.
 - 26) INTERREG Ⅱ C North Sea Region Programme Secretariat, “INTERREG Ⅱ C Joint International management Structure” (Viborg, Denmark : INTERREG Ⅱ C NSR Secretariat, 2000, accessed 20 April 2000) ; available from <http://www.northsea.org/Interreg Ⅱ C/committees/committees.html> ; Internet.
 - 27) Ibid.
 - 28) 欧州連合地域政策は、補助資金投入の「必要性」を目的 (Objectives) によって区別している。
(1994—1999年度期)
オブジェクティブ1：発展途上地域 (lagging regions) の開発・産業構造改善
オブジェクティブ2：産業衰退の影響を多大に受けた地域の改善
オブジェクティブ3：長期にわたる失業への対策、若年層の雇用創出
オブジェクティブ4：産業構造改善促進
オブジェクティブ5a：農業・漁業構造改善促進
オブジェクティブ5b：地方 (rural areas) の開発と産業構造改善
オブジェクティブ6：過疎地域の振興
 - 29) NUTS (nomenclature des unites territoriales statistiques) は欧州委員会統計局 (Statistical Office of European Commission) が定義する地域 (region) のカテゴリーで、「地域の大きさのレベル」によって0、I、II、IIIの4段階に分けられる。NUTS 0は、基本的に国家規模にあたる。以下を北海地域であてはめると、「スコットランド (Scotland)」がNUTS I、州のいくつか集まった規模の大きさである「ハイランズとアイランズ (Highlands & Islands)」がNUTS II、1州のハイランズ (Highlands) がNUTS IIIの規模にあたる。しかし、これも個々の例によって多少のずれがあるのであくまでも目安として考えていただきたい。
 - 30) NSC と INTERREG Ⅱ C プログラムの関係についての詳しい分析は、拙著『国際的行為体とアイデンティティの変容：欧州沿岸辺境地域会議と共通漁業政策をめぐ

- って』成文堂、2000年、の第1部をご覧頂きたい。
- 31) INTERREG II C North Sea Region Programme Secretariat, "Background information on INTERREG II C North Sea region Programme" (Viborg, Denmark : INTERREG II C NSR Secretariat, 2000, accessed 20 April 2000) ; available from <http://www.northsea.org/Interreg II C/Publications/pressrelease2.htm> ; Internet.
 - 32) INTERREG II C North Sea Region Programme Secretariat, "Project Presentation" (Viborg, Denmark : INTERREG II C NSR Secretariat, 2000, accessed 20 April 2000) ; available from <http://www.northsea.org/Interreg II C/Publications/Project%20Presentation%20Booklet.htm> ; Internet.
 - 33) INTERREG II C Baltic Sea Region Programme Secretariat, "BSR INTERREG II C Projects" (Rostock, Germany : INTERREG II C BSR Programme Secretariat, 2000, accessed 20 April 2000) ; available from <http://www.spatial.baltic.net/projects/project1.html> ; Internet.
 - 34) この結論における「主権国家体制とサブリージョナリ
- ゼーションの関係」、特に「強い欧州」の概念については、多賀会員から有益な示唆を受けたことを申し添える。
- 35) アンソニー・ギデンズ (Anthony Giddens) 「第三の道 社会民主主義の再定義」『外交フォーラム』2000年、第142号、14頁。
 - 36) ここでは、地方自治体が、国際社会の変化を受け、アイデンティティを変容させ、これまで有していたアイデンティティを依然として保ちながらも、国際的行為体としてのアイデンティティを選択している。この行動は、これまでEU研究で議論されてきた補完性原理に則った地方自治体の行動とは「アイデンティティを変容させている点で異なる。サブリージョンでは、地方自治体が、国家を補完する行為体としてではなく、「主体」として政策決定を始めている。この議論についての詳細な検討は、別稿に譲る。
 - 37) 大芝亮「序 国際関係における行為主体の再検討」、日本国際政治学会編『国際政治』1998年、第119号、4－5頁。

The Changing Nature of International Actors in the Field of European Sub-regional Cooperation : Comparative Study of INTERREG II C Area Programmes

KOJIMOTO Hideo (Doctoral Candidate, Waseda Univ.)

This paper aims at investigating the recently changing nature of sub-nationalism in Europe. In 1997, European Community (EC) started the "Community Initiative INTERREG II C." This is the first initiative that introduced the concept of categorizing sub-regions as policy introduction units in order to put European regional policy into operation.

Since the introduction of common policies, EC has experienced an imbalance of prosperity between Blue Bananas and peripheries. To establish economic and social cohesion all over the area, EC set up seven sub-

regions, aims to solve the particular problems in each area, and let the local authorities participate in the decision making process at the sub-national level.

To illustrate the changing nature of the local authorities in the playing field of sub-regions, I chose North Sea sub-region and Baltic Sea sub-region as research case studies. Comparing the two "sea rim sub-regions," it became clear that the identity nature of international actors such as the EC, member states, and local authorities has been changing.